

災害ボランティア活動従事者の皆様へ

館山市社会福祉協議会
会 長 秋山 一夫

令和元年台風15号、19号による災害に伴う災害救助のために
使用する車両の無料措置期間の延長についてお知らせ

日頃より、館山市において災害ボランティア活動に対し、ご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

千葉県より、令和元年台風15号、19号による災害救助のために使用する車両の無料措置期間延長について通知がございましたので、お知らせ致します。通知内容については、下記をご確認ください。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の脅威が消え去った訳ではございません。その為、今後もボランティア活動を広域募集することは控えさせていただきます。今後の支援についても、館山市で活動されているボランティアの方々を中心にお願いしてまいります。

災害によるボランティア活動が必要な場合には、館山市社会福祉協議会まで事前に、ご連絡をお願い致します。

記

1. 無料措置期間

令和元年9月17日(火)から令和2年8月31日(月)まで
(変更前：令和元年9月17日(火)から令和2年6月30日(火)まで)

2. 料金免除措置を行う有料道路管理者

東日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社
首都高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社
各地方道路公社

3. 対象車両

- (1) 自治体が災害救援の為に使用する車両
- (2) 災害救援を行うボランティア活動であって、被災した自治体等が要請・受入承諾したものに使用する車両